

令和7年度 総務省

「先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進事業」

間接補助事業者公募に係る説明会

事務局：株式会社 電通

2025年7月7日

1, 事業概要について
事業概要 等

総務省

2, 公募要領について
各種要件
対象経費
評価基準 等

事務局

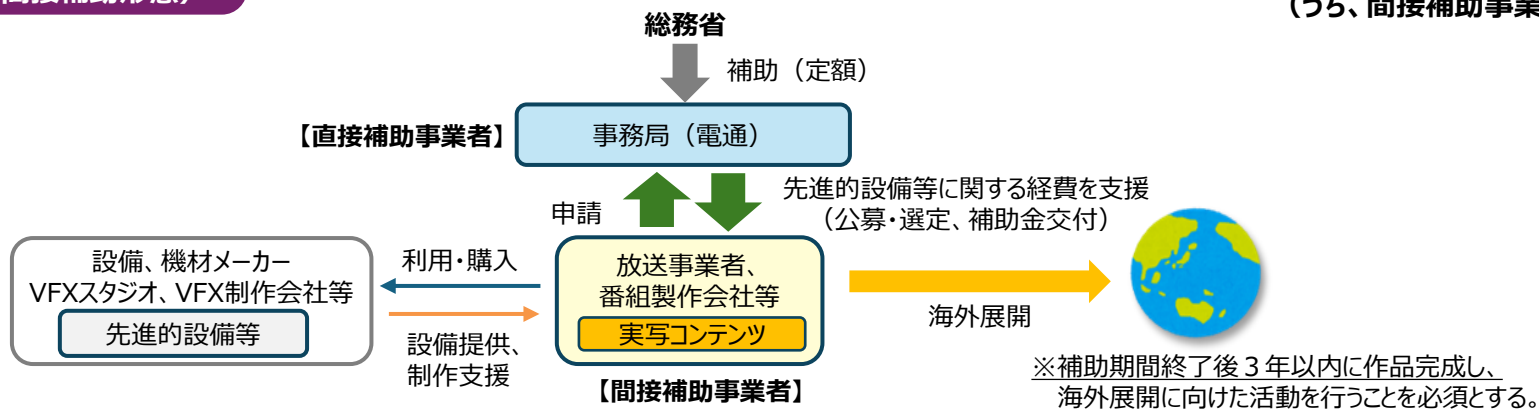
公募スケジュールについて

1, 事業概要について

- 高品質コンテンツの製作を促進するため、国内でコンテンツを製作する者に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における①先進的設備等の取得又は使用に要する経費及び②先進的設備等を活用する制作に要する経費を支援。
- 4 K、VFX、3 DCG、AI技術等の先進的なコンテンツ制作技術の活用を促し、世界水準の実写コンテンツの創出に繋げることで、我が国の放送コンテンツの更なる海外流通を推進。
- 使用する設備のレベルに応じ、**2タイプ**の補助メニューを設置。

事業イメージ（間接補助形態）

R6補正予算+R7当初予算 9.9億円
(うち、間接補助事業費：9.2億円)



支援対象、補助率等

※原則として、1事業者当たり1申請とする。複数事業者連携のコンソーシアム形式による申請も可能。

タイプ	支援対象	補助率	上限額
A	4 Kを活用した実写コンテンツ制作	1/2	3000万円 (②制作経費のみの場合は2000万円)
B	4 Kに加え、VFX、3 DCG、AI技術等を活用した実写コンテンツ制作	1/2	2億円

- **補助対象者**：当該実写コンテンツの著作権を有する、制作費を負担する国内の放送事業者、番組製作会社等（外国法人の日本支社等は除く）
- **対象コンテンツ**：海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ（対象外：アニメ、映画、MV、CM、プロモーション映像、成人向け、YouTubeなど）
- **補助対象経費**：①先進的設備の利用・導入に係る経費、②先進的設備等を用いたコンテンツ制作経費（対象外経費あり）

事業期間

(直接補助事業) 令和7年4月10日（交付決定日）～令和8年3月31日
(間接補助事業) 交付決定日（令和7年9月中旬予定）～令和8年1月31日

2, 公募要領について

■まず最初に

- ① 本年度補助金の事業は、昨年度までの補助金と全く、主旨も補助対象も異なる
＝「海外で評価されるコンテンツを作り」「海外展開を実行する」結果重視事業
- ② 補助対象は、「先進的設備等を活用した」制作範囲のみ
＝単に、実写コンテンツを制作する部分は補助対象とならない
- ③ 自社人件費は支援対象外
- ④ 制作したコンテンツは、制作して終了ではなく、海外への展開作業が必要
＝本補助事業終了後、5年間の報告が必要

「海外への展開作業」：海外での放送・配信を前提とした、コンテンツの販売等をいう。

2, 公募要領について

■ 対象・要件

(1) 対象事業

「先進的設備等」：映像制作における4 K、VFX、3 DCG、AI技術等の先進的な設備等をいう

タイプ	内容
タイプA 先進的設備等のうち、4 Kを活用した実写コンテンツ制作	先進的設備等のうち、4 K（機材及びシステム）を活用した実写コンテンツを制作し、海外展開に向けた活動（国際見本市への出展等）を行う事業であるもの。 ＊対象の先進的設備等については公募要領 別添 1 を確認のこと。
タイプB 先進的設備等のうち、4 Kに加え、VFX、3 DCG、AI技術等を活用した実写コンテンツ制作	先進的設備等のうち、4 K（機材及びシステム）の活用に加え、VFX、3 DCG、AI技術等を活用した実写コンテンツを制作し、海外展開に向けた活動（国際見本市への出展等）を行う事業であるもの。ただし以下を満たすこと。 ・ VFX技術の利用は必須とする。 ・AI技術は、映像・音声等の品質向上のために用いるものを対象（業務効率化を目的としたAI技術は対象外）とする。 ＊対象の先進的設備等については公募要領 別添 1 を確認のこと。

 いずれも先進的設備等を活用して映像を制作し、海外展開する取組が必須

■対象・要件

(2) 対象コンテンツ (タイプA、タイプB 共通)

海外での放送・配信を前提とした**実写コンテンツ** (話数、尺については問わない)

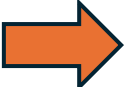
例: ドラマ、ドキュメンタリー、バラエティ、情報番組 (旅・紀行もの) など

対象外コンテンツ:

- アニメ (一部アニメを用いているものは除く)、映画、ミュージックビデオ、報道番組、CM、プロモーション映像 (商品・サービス・個人等の周知、販促等を目的にした映像) 等
- 成人向けコンテンツ (第三者自主規制機関※によって18歳未満の児童が観賞・購入・アクセスを制限されているコンテンツ) 及びこれに準ずるもの

※放送倫理・番組向上機構等

- 日本国内では成人向けコンテンツとされていなくても、展開国等の基準により成人向けコンテンツとされるもの
- 政治的、宗教的宣伝意図を有するコンテンツ及びこれに準ずるもの
- 特定の政治的、宗教的立場を誹謗中傷するコンテンツ及びこれに準ずるもの
- 既存の2K作品をアップコンバートしたもの
- その他、本事業の支援対象として対象外と判断されるもの

 いずれも、実写コンテンツ制作に先進的技術 (4K・VFX等) を活用すること

2, 公募要領について

■対象・要件

(3) 応募主体要件

以下の①～④のすべてを満たす者であること。（なお、①及び②を満たすものを以下「日本法人」という。）

- ①本店所在地が日本国内にあること。
- ②実質的支配者が、日本国内に本店所在地を有する者又は日本国籍を有する者であること。
- ③本事業で制作する実写コンテンツの著作権者人格権の保有者であること。
- ④本事業で制作する実写コンテンツの**著作権（財産権）の主たる保有者であり、かつ海外への展開窓口を有すること。**

※複数事業者連携のコンソーシアム形式（以下「コンソーシアム」という。）の場合、以下の⑤～⑧のすべてを満たすこと。

- ⑤代表する1つの日本法人が応募主体となり、事業全体の遂行・経費管理などに関する責任を持ち、間接補助金の交付を受けるものとする。ただし、コンソーシアムの一部（代表する1つの日本法人以外）に外国法人が含まれることは可能。
- ⑥本事業で制作する実写コンテンツの著作権者人格権の保有者がコンソーシアムであること。
- ⑦著作権（財産権）について、コンソーシアムを構成するすべての日本法人の持ち分総計において主たる保有者とみなせる状況であること。
- ⑧本事業で**制作する実写コンテンツの海外への展開窓口について、代表する1つの日本法人（応募主体）が有すること。**

＜以下に該当する者は応募主体の要件対象外とする＞

- ・個人
- ・日本放送協会

2, 公募要領について

■ 対象・要件

(4) 応募要件

■ 原則として、1 事業者 1 応募※とする。

※応募状況を踏まえ、1 事業者による複数の事業を採択する場合もある

■ 放送対象地域を関東広域圏とする特定地上基幹放送事業者による応募は、タイプBのみ認められる。

<補足事項>

- ・ 同一事業者から複数の応募があった場合は、いずれか1つの応募となるように調整を求める場合がある。
- ・ コンソーシアムでの応募の場合、役割に応じて、複数応募に該当する場合があるので留意すること。

例①：1 事業者として 2 応募

→ いずれか 1 応募となるよう応募時に調整を求める。

例②：事業者単体で 1 応募 + コンソーシアムに属する事業者として 1 応募

→ いずれか 1 応募となるよう応募時に調整を求める。

例③：コンソーシアムAの代表として 1 応募 + コンソーシアムBに属する事業者として 1 応募

→ いずれか 1 応募となるよう応募時に調整を求める。

例④：コンソーシアムAに属する事業者として 1 応募 + コンソーシアムBに属する事業者として 1 応募

→ 原則として両者の応募が可能。ただし、コンソーシアムAとコンソーシアムBの構成団体や応募コンテンツ内容が同一である場合には、いずれか 1 応募となるよう応募時に調整を求める。

■ 対象・要件

(5) 実施要件

- ・ 応募者は、本事業で制作する実写コンテンツの制作費を自ら負担すること。
- ・ 間接補助事業完了後、**3年以内**に本事業で制作した**実写コンテンツを完成**させること。
- ・ 間接補助事業完了後、**3年以内**に本事業で制作する**実写コンテンツの海外展開に向けた活動に着手**すること。
- ・ **間接補助事業の完了の日の属する会計年度から起算して5年間**、毎会計年度終了後60日以内に、毎年度に係る**本事業で制作した実写コンテンツの海外展開等の状況（海外展開・収益状況、海外展開以外の活用・収益状況）、本事業で取得した先進的設備等の活用・収益状況及び当該年度の総収益状況等について、事務局に報告すること**（「交付規程：様式第13（第24条関係）」により報告すること）。この際、以下の活動内容等を示す客観的な証憑の提出を求める場合がある。なお、実写コンテンツの制作状況に関しては、事務局がヒアリング等による確認を行う。

証憑（一例）	
活動内容	国際見本市への出展や海外バイヤーとの交渉の状況 等
収益状況	実際の販売収益報告、放送・配信などの掲載画像キャプチャ 等

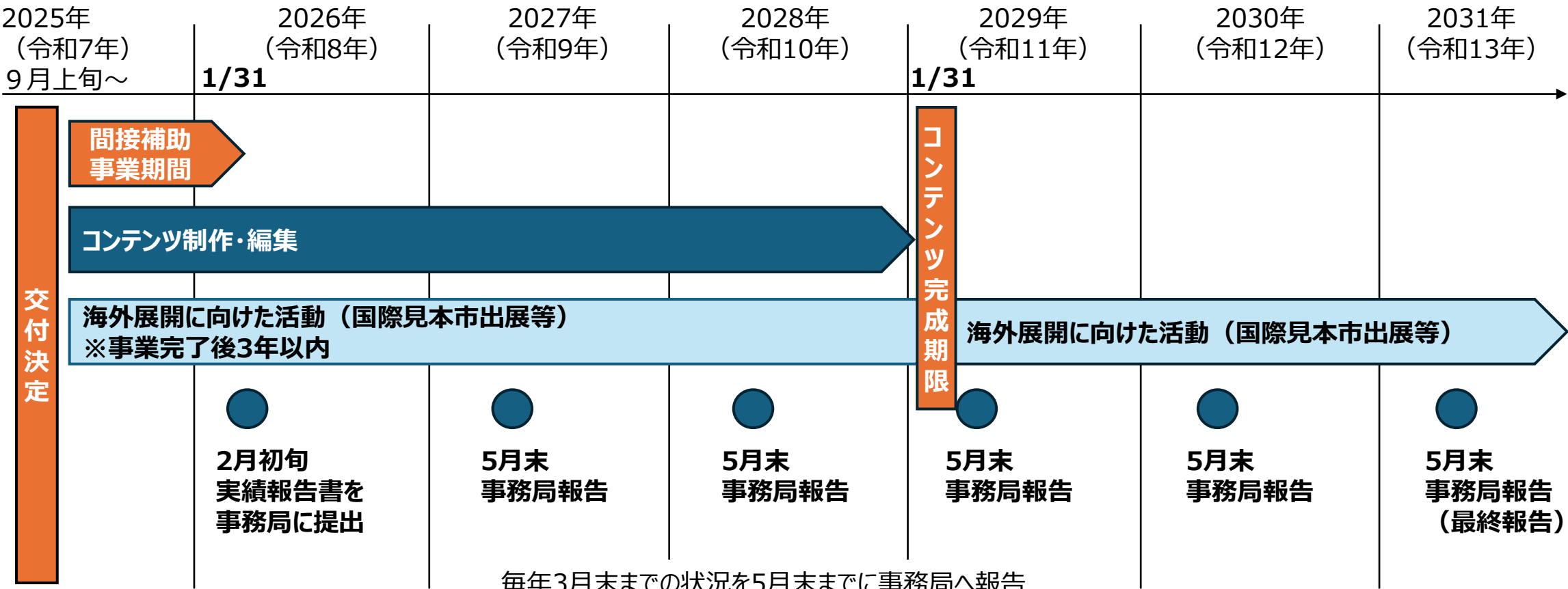
 「実写コンテンツ」の完成は3年以内、海外展開活動も3年以内に開始 報告は5年間

2, 公募要領について

■ 対象・要件

(5) 実施要件

【事業終了後5年のスケジュールイメージ】



2, 公募要領について

■ 対象・要件

(5) 実施要件 (続き)

- **間接補助事業の完了以降**、本事業で制作した実写コンテンツ内容や制作体制等について、本事業の完了時に報告した内容・目的から**大幅に変更等が生じる場合、その内容等について報告すること**（「交付規程：様式第14（第25条 関係）」により報告すること）。なお、本事業の完了時に報告した**内容・目的から著しく乖離する変更等に該当する場合**、「交付決定の取消し」になることもあるため注意すること。
- **実写コンテンツの完成、海外展開活動が確認できない場合は、間接補助金の交付決定を取り消し、間接補助金の返還を求めることがある。**
- 本事業で制作したコンテンツの若しくは取得した先進的設備等又はその双方の活用によって**相当の収益が生じたと認められる場合**（収益が間接補助金の確定額を上回る場合等）は、交付規程第24条の規定に基づき、**間接補助金に相当する額の全部又は一部に相当する金額（ただし、間接補助金の確定額の合計を上限とする。）の納付を命ずる場合**がある。ただし、納付を命ずることができる期間は、本事業の完了する日の属する会計年度の**翌年度から起算して5年**とする。

(6) 事業の実施期間

- 交付決定を受けた日から令和8年1月31日（土）まで

2, 公募要領について

■ 補助の範囲

(1) 補助率・上限について

タイプ		間接補助率	間接補助金 上限額
タイプ A	先進的設備等のうち、4 Kを活用した実写コンテンツ制作	間接補助対象 となる経費の 1 / 2 以下	3,000万円
	上記のうち、4 K機材及びシステムの購入・リース等を行わず、制作経費のみの場合		2,000万円
タイプ B	先進的設備等のうち、4 Kに加え、VFX、3 DCG、AI技術等を活用した実写コンテンツ制作 (※VFX技術の利用は必須)		2 億円



いずれも、先進的設備等（4 K、VFX等）を活用した部分のみが計上対象

- ・自社人件費は計上対象外
- ・一般管理費は計上可能（一定割合）

2, 公募要領について

■ 補助の範囲

(2) 対象経費 ※タイプA

区分		主な内容	
直接経費	(1) 先進的設備等の利用・導入に係る費用	リース・レンタル費用	①スタジオ・施設の利用経費 (スタジオ・施設の利用料 等) ②機材・システムのリース費 (4 Kカメラ、AIシステム等のリース費用 等)
		購入・構築費用	③機材・システムの購入構築費 (4 Kカメラ、AIシステム等の購入・構築費用 等) ④構築に係る外注先人件費 (システム構築、機材設置のための外注先人件費 等)
	(2) 先進的設備等を活用したコンテンツの制作に係る費用	※先進的設備等を活用した部分のみが対象 ①撮影費 ②編集費 ③旅費 (外注先のみ) ④その他、先進的設備等を活用したコンテンツ制作費用として必要と認められるもの	
	(3) その他費用	間接補助事業の実施に直接必要と認められるものであって、他項に掲げられた項目に該当しないもの	
間接経費	(4) 一般管理費	直接経費の合計額に一般管理費率 (100分の10を上限) を乗じた額 * 注意 (公募要領 別添 2 P24参照のこと)	

2, 公募要領について

■ 補助の範囲

(2) 対象経費 ※タイプB

区分		主な内容	
直接経費	(1) 先進的設備等の利用・導入に係る費用	リース・レンタル費用	①スタジオ・施設の利用経費 (スタジオ・施設の利用料 等) ②機材・システムのリース費 (4 Kカメラ、VFXシステム、AIシステム等のリース費用 等)
		購入・構築費用	③機材・システムの購入構築費 (4 Kカメラ、VFXシステム、AIシステム等の購入・構築費用 等) ④構築に係る外注先人件費 (システム構築、機材設置のための外注先人件費 等)
	(2) 先進的設備等を活用したコンテンツの制作に係る費用	※先進的設備等を活用した部分のみが対象 ①VFX等演出における企画構成費 ②撮影費 ③編集・データ作成関連費 ④旅費 (外注先のみ) ⑤その他、先進的設備等を活用したコンテンツ制作費用として必要と認められるもの	
	(3) その他費用	間接補助事業の実施に直接必要と認められるものであって、他項に掲げられた項目に該当しないもの	
間接経費	(4) 一般管理費	直接経費の合計額に一般管理費率 (100分の10を上限) を乗じた額。ただし、間接補助金として交付される一般管理費の上限額は1,000万円とする。 * 注意 (公募要領 別添 2 P24 参照のこと)	

■ 補助の範囲

(2) 間接補助事業の対象外

なお、間接補助事業の目的遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費などは間接補助対象とならない。対象とならない主な経費は以下のとおり。

(ア) 間接補助事業の目的遂行に必要と認められない経費

- 本事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 本事業の実施に必要なない旅費
- 間接補助事業者が負担する経費振込手数料
- 特許取得に係る費用
- 知的財産の維持管理に係る経費
- 本事業に直接関係しない事務的な打合せに係る経費
- 事務局の検査を受検するために要する旅費
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 個々の間接補助事業の内容に鑑みて、その事業の目的遂行に必要と認められない設備・システム等に係る経費（予備機・予備品などの必要最低限とはいえない過剰な設備・システム等、使用時期が未定又は使用目的や効果が不明確な設備・システム等）
- その他、本事業の遂行に関係のない経費（例えば、酒、煙草、手土産、接待費など）

■ 補助の範囲

(2) 間接補助事業の対象外 (続き)

(イ) 一般的に合理的と認められる範囲を超える経費

- 経済合理性を欠いた高額取引によって生じた経費
- 合理的な選定理由を欠く随意契約などによって生じた経費
- 自社調達又は100%子会社などから調達を行う場合の調達価格に含まれる利益相当額
- タクシー料金、鉄道のグリーン料金、航空機のビジネスクラス料金など（タクシーの使用については、明確かつ合理的な理由があれば認められる場合がある。）
- 鉄道料金及び航空機料金について、運賃、時間、距離などの事情に照らして、最も経済的かつ合理的と認められる範囲を超える運賃
- 社会通念上相当と認められる範囲を超える日当及び宿泊費
- その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

2, 公募要領について

■ 補助の範囲

(3) 対象経費の計上にあたっての留意事項

ア 原則として、交付決定後に事務局が提示する経理処理マニュアルに従って計上すること。

イ 計上出来る経費は、間接補助事業の実施に必要な経費のみ。

ウ 間接補助事業の期間内に発生し、かつ支払が完了する経費のみが計上対象となる。したがって、間接補助金の交付決定の前に支出（発注行為を含む。）を行ったものは対象経費として計上できない。

エ 消費税は対象経費ではないため、間接補助金の交付申請の際には消費税を除外する必要があるが、申請時に消費税仕入控除税額が明らかになっていないもの等については、消費税等仕入控除税額が明らかになった時点で国庫に返還することを条件に消費税を含む額で申請することを認める。また、海外において付加価値税還付制度が存在し、対象経費に付加価値税を含めて計上する場合は、原則として還付に係る検討等を行い、還付額が明らかとなった時点で速やかに報告すること。必要に応じて間接補助金の減額又は国庫納付を求める。詳細は公募要領 別紙を参照すること。

オ 100%出資子会社等との取引（機材・映像使用、映像編集など）に係る経費を計上する場合、適切に利益排除すること。

カ 自社機材等の使用に当たり、自社内で経費支出行為が発生しない場合（実際のキャッシュアウトが発生しない場合）は計上不可（子会社等のグループ企業との取引についても同様）。

2, 公募要領について

■ 補助の範囲

(3) 対象経費の計上にあたっての留意事項 (続き)

キ 間接補助事業者の自社人件費は計上不可。

ク 一般管理費は計上可能であるが、直接経費の10%以下（ただし、タイプBにおいては、間接補助金として交付される一般管理費の上限額は1,000万円）とする。詳細は公募要領：別添2「経理処理について」に従うこと。

ケ 対象経費として計上する費用に関して、他の官公庁等からの公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできない。ただし、地方公共団体等からの支援・資金提供についてはこの限りではない。

コ 間接補助事業者が、交付規程第22条に定める財産処分の制限期間内に、事務局の承認を受けずに、間接補助金の交付を受けて取得・整備した機材、設備等について、目的外利用等（財産の遊休化を含む。）した場合には、間接補助金の返還を命ずることがある。

サ コンソーシアムで応募する場合は、間接補助金の交付を受けて取得・構築予定の財産の帰属（事業完了後を含む。）についてあらかじめ協議しておくこと。間接補助金の交付申請時には、財産帰属や管理体制などについて取り決めた協定書などの提出を求める。

2, 公募要領について

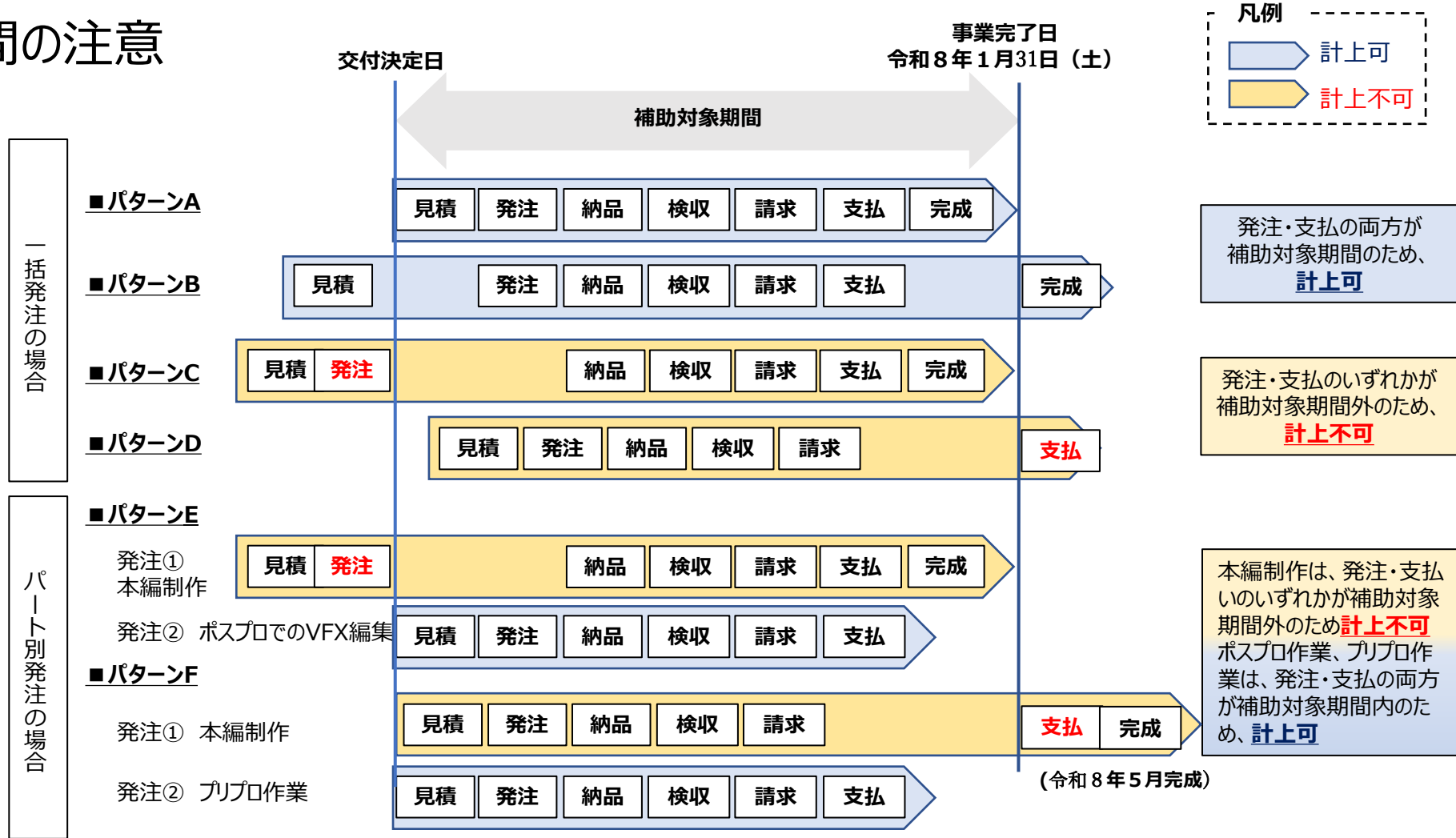
■ 補助の範囲

(4) 間接補助金の支払について

- ア 支弁される間接補助金の額は、本事業を行うために必要な経費として認めたものに限り、事務局が証憑書類の検査を行って確定する（必要に応じて現地調査を実施する。）。支払を証明できる証拠書類等（公募要領 別添 3「経費計上で必要となる証憑書類」を参照）が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められない。
- イ 間接補助金の支払は、原則として間接補助金の額が確定された後の精算払いとなる。

2, 公募要領について

■ 補助期間の注意



➡ 補助対象の期間内に、「発注」と「支払」が完遂できる作業が対象

* シリーズ物等は、VFX関連作業の対象経費部分を経理上明確に切り分けておくことが必要。

2, 公募要領について

■ 評価項目

(1) 必須項目

- ア 「3 対象・要件 (2) 対象コンテンツ」に合致するコンテンツであること
- イ 「3 対象・要件 (3) 応募主体要件」に合致する者であること
- ウ 「3 対象・要件 (4) 応募要件」及び「3 対象・要件 (5) 実施要件」を満たすこと
- エ 事業を実施するための人員、機材及び財務基盤が確保されていること
- オ 制作したコンテンツを海外で放送・配信するため、海外の放送局等に販売する能力を有すること
- カ 事業全体の企画及び立案並びに根幹にかかわる部分（制作全体の進行管理、著作権（財産権）の運用等）について、応募主体が中心の事業体制となっていること

 「応募主体要件」「応募要件」「実施要件」に準じる

■ 評価項目

(2) 評価項目 - タイプA、タイプB共通

【映像制作】

① 技術の有効性

ア HFR、HDR、色彩編集効果、Dolby、22.2マルチチャンネル等の高レベルな映像及び音声フォーマットに対応しているか。

② コンテンツの内容

ア **本事業で制作するコンテンツの企画内容が、有識者等の視点から見て、海外で評価されると予測されるか。**

イ 本事業で制作するコンテンツの想定する海外展開先として回答した放送又は配信プラットフォームと、コンテンツの内容が見合っているか。

ウ 本事業で制作するコンテンツの企画がすでに制作できる段階まで固まっているか。

③ コンテンツの制作体制

ア 社又は担当者が制作した実写コンテンツにおいて、先進的技術等の活用・導入実績があるか。

イ 本事業で制作するコンテンツについて、効率的な予算計画となっているか。（対象外経費含むコンテンツ全体の予算評価）

ウ 本事業のコンテンツ制作が確実に行えるか。（スケジュール等）

■ 評価項目

(2) 評価項目 - タイプA、タイプB共通 (続き)

【海外展開の戦略】

① 海外展開実績・姿勢

ア 過去の制作コンテンツに海外で評価された作品があるか。

イ **海外展開に向けた姿勢が評価できるか。**

ウ 過去5年間に、国際見本市への出展等の海外展開に向けた取組を行っているか。

エ 過去5年間に、コンテンツを海外展開した実績を有しているか。

② 海外展開マーケティング

ア 本事業で制作したコンテンツの海外展開計画や目標を具体的な根拠を持って示しているか。

イ **海外におけるコンテンツ展開にむけて、調査・分析を行い、コンテンツ制作に反映しているか。**

③ 海外展開をしていくための体制・内容

ア **海外展開をするための体制が、人材育成も含めて整えられているか。**

イ ローカライズ対応（吹替え用台本や字幕等）が準備されているか。

■ 評価項目

(2) 評価項目 - タイプA、タイプB共通

【その他】

ア 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト において、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」）の遵守を宣言し、取引先等に対して宣言内容を周知しているか。

イ 次のいずれかに該当する企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）であるか。

- ① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）及びその他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業
- ② 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）
- ③ 次世代法第12条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

■ 評価項目

(2) 評価項目 - タイプBのみの評価項目

【映像制作】

① 技術の有効性

ア **先進的技術等を用いる理由を実現したい映像表現と演出効果の観点で示しているか。**

イ 使用する設備・技術等の組み合わせが、求めるシーン作成に適切かつ有効か。

ウ **使用する設備・技術等の費用が適切か。**

2, 公募スケジュールについて

■スケジュール

応募書類の提出	令和7年7月7日（月）～8月5日（火）正午
応募書類審査・ヒアリング	同年8月上旬～9月初旬
採択事業の決定・公表	同年9月上旬（予定）
間接補助金の交付申請	同年9月中旬（予定）
間接補助金の交付決定（事業開始）	同年9月中旬（予定）

※ヒアリングは、必要がある場合に限り実施。連絡は事務局より個別に行う

2, 公募要領について

■ 応募の方法

以下の応募書類を作成し、応募期間内に定めた方法により事務局に提出すること。

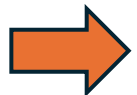
※提出された書類の返却はしない。また、採択された事業の「**応募事業者名（コンソーシアム形式の場合、代表者名）**」と「**補助金タイプ**」、「**制作する実写コンテンツのジャンル**」及び「**話数（本数）**」について、事務局、総務省ホームページなどで公開する場合があるので応募に当たっては留意すること。

応募書類	・応募様式第 1 号_応募提案書（Word） ・応募様式第 2 号_コンテンツ企画書（PowerPoint） ・応募様式第 3 号_事業計画（Excel） （応募様式第 3 号- 1 _間接補助期間の事業計画、 応募様式第 3 号- 2 _間接補助期間終了後 5 年間も含めた事業計画） ・応募様式第 4 号_収支計画書・対象経費内訳書（Excel） （応募様式第 4 号- 1 _収支計画書、 応募様式第 4 号- 2 _（タイプ A）間接補助対象経費内訳書、 応募様式第 4 号- 3 _（タイプ B）間接補助対象経費内訳書） ※応募様式第 4 号- 2、第 4 号- 3 については、応募するタイプのいずれか一方を、応募様式第 4 号- 1 と併せて提出すること。 【任意提出】 ・応募者の映像制作の能力を確認できるダイジェスト映像集（形式：MP4、時間：3 分以内、容量：270MB 以内） ※ダイジェスト映像の提出があった場合、評価の際の参考とする。
------	---

2, 公募要領について

■ 実施にあたっての留意事項

- (1) 本事業の進捗状況等について、事務局から間接補助事業者に対して定期的に確認を行う。また、必要に応じ、随時の報告を求めることがある。報告の内容については総務省とも共有する。
- (2) 事業完了後、制作中の実写コンテンツ内容等に大幅な内容変更等があった場合は、交付規程第25条第6項に基づき、遅滞なく事務局に報告すること（「交付規程：様式第14（第25条関係）」により報告すること）。
- (3) 本事業の成果について、事業終了後定期的に事務局又は総務省から報告を求める場合がある。
- (4) 本事業の実施に係る経理に関しては、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、間接補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存する必要がある。
- (5) 本事業が適切に執行されているか又は執行されたか確認するため、事務局のほか、総務省、会計検査院等が実施者（コンソーシアムの構成員も含む）に立入検査を行う場合がある。本事業の実施に関する規程等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）が確認された場合は、間接補助金の交付決定を取り消し、間接補助金の返還を求め、不正の内容の公表等を行うことがある。
- (6) 本事業により取得・構築した先進的設備等の財産又は効用の増加した財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、間接補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。なお、取得・構築した先進的設備等の財産又は効用の増加した財産は、財産の種類によっては、事業終了後数十年程度は、財産処分制限が課される場合があることに留意すること。



事業完了後も、定期報告が必要。報告した資料・経費証憑は5年間の保存義務
機材購入等に関して

⇒ 購入機材等は目的外での使用制限や改造、廃棄、譲渡等が自由にできないことに留意

2, 公募要領について

■ 実施にあたっての留意事項

- (7) 本事業の実施により財産権が新たに発生した場合は、その権利は実施者に帰属するものとする。ただし、本事業を円滑に実施する目的の範囲内において、事務局及び総務省は自ら又は第三者による当該財産の利用を求めることがある。
- (8) 本事業の実施における申請書や報告書の作成、検査の対応、財産の管理等に係る費用は、実施者が自ら負担する必要がある。
- (9) 本事業で制作する実写コンテンツは、**海外での放送・配信を前提とした販売等を行う必要があり**、配信とは、一定の視聴者数を確実に確保することが期待でき、放送と同等の影響力があるとみなすことができる動画配信サービスにおいて配信することをいう。ただし、**YouTube等のユーザー投稿型の動画共有サービスは除く。**
- (10) 実写コンテンツの完成時において、本事業で制作した**実写コンテンツのトレーラー映像（3分程度）の提出及び総務省が使用することの許諾を求める。**
- (11) 実施者は、我が国の放送コンテンツの海外展開に関する実態と動向を把握することを目的として、総務省が毎年実施する予定の「放送コンテンツの海外輸出額及び海外販売作品数に関する調査」に協力すること。

2, 公募要領について

■ 応募の方法

応募期間	令和7年7月7日（月）～8月5日（火） 正午（必着）
提出先	【メールによる提出】 以下の事務局HPのURLから応募書類をダウンロードし、必要項目を記入し、以下の事務局アドレスに電子メールで提出すること。応募書類に不備がある場合、評価を行わずに不採択とする場合があるため、提出漏れや記載漏れがないか提出前に必ず確認すること。 ・令和7年度総務省補助事業「先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業」事務局HP https://soumu-contents.jp/oe-grant-2025/ ・同事務局メールアドレス contents2025_info@project-office.jp 【jGrants（Jグランツ）による提出】 デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムJグランツ（https://www.jgrants-portal.go.jp）での応募も可能。 なお、Jグランツで応募を行った場合は、その旨を事務局まで電子メール（contents2025_info@project-office.jp）で連絡すること。

■ 基本はメールで

<メール>

■宛先：令和7年度総務省補助事業「先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業」事務局

■メールアドレス： contents2025_info@project-office.jp

■タイトル：R7年度総務省補助金質問（事業者名）

■メール本文に質問事項を記入の上お送りください。

※頂いたご質問に対するご回答は個別に電子メールにてお送りします。

<電話>

■電話番号：050-1730-4735

（受付時間：土日祝日除く平日11:00～13:00、14:00～17:30）

皆様のご応募お待ちしております。